

後期高齢者医療制度に関するお知らせ



保険料の特例的な軽減を見直します

これまで後期高齢者医療保険料の均等割は、法令に基づく軽減(本則)に、特例的に上乗せをして軽減を行ってきました。ただし、下表のとおり、令和元年度より段階的な見直しを行っており、令和3年度は見直しの最終年度となっています。そこで、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、令和3年度は本則どおり7割軽減となります。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の後期高齢者医療の被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

また、保険料を年金からの引き落としで納めている方については、基本的には保険料が変更となるのは10月からです。年度の前半(4・6・8月)は今年の2月と同額を納めていただき、年度の後半(10・12・2月)で年度の保険料を調整します。上記の均等割の軽減割合の見直しにより、10月からの引き落とし額が増加する場合があります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う令和3年度保険料の減免について

以下の要件を満たす方は、申請により減免となる場合があります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料の全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が一定程度見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の一部を減額

②については、同一世帯の主たる生計維持者について、事業収入・給与収入などが前年よりも3割以上減少する見込みであることなどの複数の要件を満たす必要があります。また、減免決定後、調査により要件を満たさないことが判明したときは、減免取消となり当初どおりの保険料を納付していただきます。

※ご自身が減免の対象となるかについては、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」が届く7月中旬以降にお問い合わせください。減免申請の受付開始は、7月下旬の予定です。

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556



長寿支援課からのお知らせ②

介護予防教室「みんなでごむの木」って知っちゃう?

「みんなでごむの木」では、65歳以上の地域のみなさんが元気で暮らせるよう、健康運動指導士を中心にスタッフと一緒にストレッチや器具を使った運動をしています。

フレイル※予防のためにも、地域の体操教室や集いの場所をご活用ください!

※フレイル…年をとって心身が弱ってきている状態



みんなでごむの木

場所:陽だまりの里(南国市岡豊町中島)

利用:週1回(利用期間1年)

詳細は下記までお問い合わせください。



※写真撮影のため、マスクを外しています

■問い合わせ／南国市地域包括支援センター ☎804-6010

南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました

昨年、多くの方々にご協力いただきました「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査結果を踏まえ、令和3年度から令和5年度の3か年における「南国市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定しました。

高齢になっても、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を過ごしていただくことができるように、「いきいき安心 福祉のまちづくり」を目指し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、施策を推進していきます。

なお、第8期(令和3年度から令和5年度)の65歳以上の方の介護保険料の基準額は、介護給付費の伸びや今後の高齢化の進展などを考慮したうえで負担の軽減を図り、第7期(平成30年度から令和2年度)と同額に据え置くこととしました(月額5,300円)。

※南国市ホームページでも南国市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を公開しています。

https://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=6651

■問い合わせ／長寿支援課介護保険係 ☎880-6556

